

第73号議案

新城市介護保険条例の一部改正

新城市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年6月8日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市介護保険条例の一部を改正する条例

新城市介護保険条例（平成17年新城市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、第1号被保険者に対する保険料の減額賦課を延長するため必要があるからである。